

## 岡山県被保護者等就労準備支援事業実施要綱

### 1 事業の目的

将来的に一般就労が可能ではあるものの、就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの課題を抱える生活困窮者や生活保護受給者（以下「被保護者等」という。）に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う就労訓練事業（以下「中間的就労」という。）の場を創設し、就労意欲の喚起からカウンセリング、個別支援プログラムの作成、就職活動等の総合的な支援を行い、また就労体験等を通じ、自立の促進を図ることを目的とする。

### 2 実施方法

本事業の実施主体は岡山県とし、業務の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施する。

### 3 事業内容等

本事業として次に掲げる内容を実施する。

#### (1) 支援対象者

市（岡山市、倉敷市を除く）及び福祉事務所を設置している村（以下「市等」という。）並びに県民局管轄の町村に居住する被保護者等で、次に該当する者20名程度とする。

ア 将来的に一般就労が可能ではあるものの、就労への意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える者で、就労意欲の喚起を図る必要がある者

イ 市等及び県民局（以下「福祉事務所等」という。）が支援を必要と認めた者

#### (2) 支援場所

県内に設置した中間的就労の場とする。

#### (3) 選定方法

福祉事務所等は、(1)に該当する者について、以下の基準により参加者を選定し、県（子ども・福祉部地域福祉課）が定めた書面により、県に申し込むものとする。

ア 「生活保護受給者等就労自立促進事業」において、支援対象者になったが就労意欲が低い等の理由で就労支援の効果が上がっていない者、支援対象者になったが途中で支援を中止した者、支援候補者にはなったが最終的に支援対象者にならなかった者、就労意欲が著しく低い等の課題があり特別の支援が必要な者として支援候補者にならなかった者等

イ アに掲げる者のほか福祉事務所等が支援を必要と認めた者で、福祉事務所等が本事業を活用するものとして策定する自立支援プログラムに基づいて、参加を希望する者

#### (4) 業務内容

ア 中間的就労の場の設置・運營業務

受託者は、県内の多くの福祉事務所等から支援対象者が参加できるよう、中間的就労の場を開拓・設置し、支援対象者の中間的就労を管理運営する。

中間的就労の場の設置・運営は、受託者が直接設置運営する事業所において行うものと、第三者が運営する既存の事業所を活用して行うものと、いずれであるかを問わない。ただし、本事業の再委託を認めるものではない。

#### イ 支援プログラムの作成業務

受託者は、福祉事務所等からの情報提供により、支援対象者の生活歴・職歴・年齢・社会性・離職期間等を勘案した支援プログラムを作成する。作成したプログラムは、福祉事務所等へ報告する。

#### ウ カウンセリング業務

受託者は、家庭訪問又は福祉事務所等若しくは受託者の事業所への来所による面接等により、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ家庭訪問等が困難な場合においては電話又はオンラインでの面接等により、就労意欲を喚起するためのカウンセリングを行い、個別の状況に応じた総合的な支援を実施する。

また、必要に応じ求職活動の知識や技術の提供、労働市場の情報や求人情報の提供を行う。

カウンセリング等を行った際は、経過記録を作成し、定期的に福祉事務所等へ報告すること。

#### エ 他の就労支援との連携・協力

受託者は、就労意欲が一定程度醸成される等により、就労に向けた準備が整った場合は、必要に応じて、福祉事務所等が実施する被保護者就労支援事業、生活困窮者自立相談支援事業等が実施する自立相談支援事業による就労支援、「生活保護受給者等就労自立促進事業」（平成25年3月29日付け職発0329第21号厚生労働省職業安定局長通知「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」）における「就労支援チーム」等に福祉事務所等を通じて繋ぐこと。

#### オ 活動報告業務

受託者は、原則として毎月1回以上、県（子ども・福祉部地域福祉課）に対して、支援対象者への支援活動状況を報告するものとし、報告様式等については受託者と県が協議して定める。

#### カ 安全衛生の遵守

受託者は、支援対象者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に準ずる取り扱いをすること。

#### キ 災害補償の措置

受託者は、事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合に備え、労災保険に代わる保険制度の加入など、必要な措置を講じること。

### (5) 支援の終了

本事業に基づく支援は、次のいずれかの場合に終了する。

#### ア 支援対象者が(4)のエにより、「生活保護受給者等就労自立促進事業」における就労支援チーム等に引継が行われ、継続した支援が必要ないと

認められるとき。

イ 支援対象者が就職し、安定した就労に定着したと認められるとき。

ウ 支援対象者が傷病その他の理由により、事業参加継続が困難となったとき。

#### 4 支援期間

支援期間は、令和9年3月31日までとする。

#### 5 市等の負担金

市等において、被保護者等を本事業に参加させる場合には、次により県に対して負担金を負担する。

(1) 市等の負担金の額は、参加者1人1か月につき21千円とする。

(2) 市等は、県に支出する負担金について国の補助を受ける。

(3) 県は、市等からの負担金を特定財源として事業費から控除し、控除後の額について国の補助を受ける。

#### 6 市等の負担金の計算方法

(1) 各市等における負担金は、「21千円×延べ参加月数」として算出する。

(2) 被保護者等の当該月における事業への参加又は不参加についての判断は、受託者からの実績報告によることとし、月内に1回以上、就労の場において就労支援を実施した場合には、当該月は参加月として計上する（家庭訪問、来所面接、電話又はオンラインでの面接のみを実施した場合には、参加月としては計上しない）。

(3) 県と市等は、負担金の金額や計算方法等について書面を交わす。

#### 7 留意事項

受託者は本事業の実施にあたり、次の事項に留意すること。

##### (1) 実施状況の把握等

支援を効果的・効率的に実施するため、定期的に支援プログラム等の実施状況の把握を行い、状況を踏まえ必要に応じてプログラムの見直しを適宜行うこと。

##### (2) 就労の実施形態

対象者を中間的就労に従事させるにあたり、対象者個々の就労適性、社会性、健康状態等を考慮し、相談を行った上、就労形態（雇用、非雇用型）を決定すること。

また、雇用によらない場合であっても、「3 事業内容等（4）カ、キ」に加え、支援対象者の安全や健康管理に関しては労働関係法令の規定に準じた取扱いを行うこと。

##### (3) 関係機関との連携

本事業の実施にあたっては、福祉事務所等又は生活困窮者自立相談支援機関、及び公共職業安定所と十分な連携を図ること。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。